

漁業近代化資金利子補給金

【平成21年度概算決定額 5(5) 百万円】

対策のポイント

漁業者等の資本装備の高度化を図るため、漁業者等に対し長期・低利の設備資金等を円滑に融通します。

(背景)

- ・漁業近代化資金助成法は、昭和44年に制定。(平成17年に漁業近代化資金融通法に名称を改正。)
- ・貸出金融機関への利子補給を通じて漁業者の金利負担を軽減し、資本装備の近代化に貢献。

政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業者構造の確立及び漁業経営改善計画の認定者数の確保

<内容>

漁業近代化資金融通法第3条の規定に基づき、政府は、農林中央金庫が漁業近代化資金を貸し付けるときは、利子補給契約を農林中央金庫と結ぶとともに、貸付けた漁業近代化資金につき一定の利子補給を行います。

担当課：水産庁水産経営課 担当班：金融第1班 川瀬 03-6744-2347（直）
